農地法第３条による許可について

（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）

農地又は採草放牧について所有権を移転し、または地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には農業委員会（住所のある市町村外の農地の場合は県知事）の許可を受けなければなりません。許可を受けないでした行為は無効です。

①農地の相続等の届け出のお願い

相続等農地法の許可を要しない権利取得については、権利を取得した方は農業委員会にその旨を届けていただきますようお願いします。

②農地法第３条の許可基準について

農地法第３条の許可については、下記のポイントで確認し判断しています。

全部効率要件	農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、権利を有している農地及び許可申請に係る農地のすべてについて、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるか。（農地法第３条第２項第１号）
農地所有適格法人要件	法人（農地法第２条第３項の要件を満たすもの）の場合には、農地所有適格法人であるかどうか。（農地法第３条第２項第２号）
農作業従事要件	農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員が、取得後において行う耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるか。（農地法第３条第２項第４号）
地域との調和要件	取得後において行う耕作の事業の内容及び農地の位置・規模からみて農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないかどうか。（農地法第３条第２項第７号）

③申請書の受付締め切り日について

申請書の受付締め切りは、**毎月２０日**です。この日までの受け付けられた申請は、次の月の総会で審議されます。

④申請受付から許可までの標準処理期間について

申請締め切り日（毎月２０日）から許可（総会審議で決定）までの標準処理期間は、**２０日程度**です。県知事許可の場合は、２か月程度が標準処理期間です。
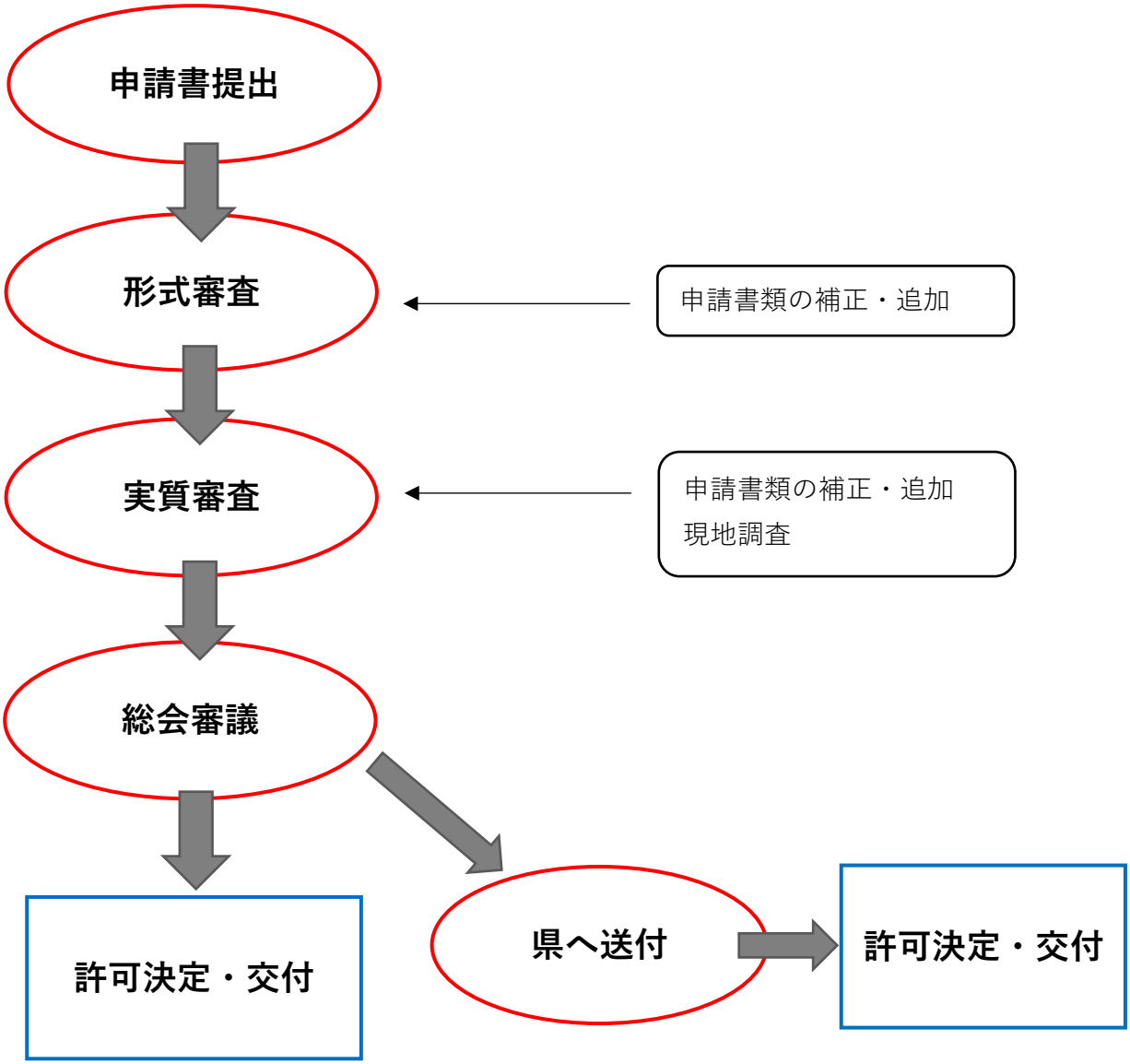
申請から許可までの流れについて